

「官民連携まちなか再生推進事業」について

国土交通省 都市局
まちづくり推進課



- 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。
- 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大契機としたまちづくりビジョンの新規策定、コワーキング・交流施設や文化・芸術施設整備の支援を拡充。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための**自立・自走型システム**の構築への支援

エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定※拡充



①エリアプラットフォームの構築



③シティプロモーション・情報発信



まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積

上記システムの構築に向けて
中間支援組織・専門人材を活用

⑤交流拠点等整備

※コワーキング施設等を追加



普及啓発事業



先進的なまちづくりノウハウの
水平展開

＜補助対象事業＞

- エリアプラットフォーム活動支援事業
 - ①エリアプラットフォームの構築※1
 - ②未来ビジョン等の策定※1
 - ③シティプロモーション・情報発信※2
 - ④社会実験・データ活用※2
 - ⑤交流拠点等整備
- 普及啓発事業

＜補助対象事業者＞

- エリアプラットフォーム活動支援事業
エリアプラットフォーム※3
- 普及啓発事業
都市再生推進法人、民間事業者等

＜補助率＞ 定額、1／2、1／3等

※ 1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間　ただし、試行・実証実験を行なながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間に延長）

※2：1事業あたり1年間に限る。　※3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができます。

官民連携まちなか再生推進事業の補助対象事業

項目	内容	対象区域	補助対象事業者			補助率	
			ブロックアーム	都市再生法人	事業者等		
①プラットフォームの構築	未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用	全国	○ ※1 ※2	-	-	新規:定額 ※3	
②未来ビジョン等の策定	未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用 (データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等)	全国	○	-	-	新規:定額 改定:1/2 ※3	
③シティプロモーション・情報発信	まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用(web作成、セミナー開催、専門人材活用等)	全国	○	-	-	1/2 ※4	
④社会実験・データ活用	都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用(公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用)	全国	○	-	-	1/2 ※4	
⑤交流拠点等整備	地域交流創造施設	コワーキング・交流施設(地域住民や就業者等が交流することで新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設)の整備に要する費用	・滞在快適性等向上区域 ・低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地 ・立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域 ・低未利用土地利用促進協定の目的となる土地の区域	○	-	-	1/3
	国際交流創造施設	国際交流創造施設(国内外の多様な人材が交流することでビジネス創出を図る機能を有した施設)の整備に要する費用	・特定都市再生緊急整備地域 ・都市再生緊急整備地域(中枢中核都市に限る)	○	-	-	1/3
	国際競争力強化施設 【H28年度～R3年度までの措置】	国際競争強化施設(都市再生特別措置法に基づき、民間事業者が申請し、国交大臣の認定を受けた民間都市再生事業において整備される施設)の整備に要する費用	特定都市再生緊急整備地域	○	-	-	0.23 × 1/3
普及啓発事業	まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費	全国	-	○	○	定額	

※1：エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とする。 ※2：法定協議会は、エリアプラットフォームの要件を満たすもののみ対象とする。

※3：新規に取り組む「プラットフォーム構築」と「未来ビジョン策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。

(最大2年間　ただし、試行・実証実験を行なながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間に延長)

※4：1事業あたり1年間に限る。

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、豊かで暮らしやすい「新たな日常」を実現に向けたまちづくりを促進すべく、エリアプラットフォーム構築・未来ビジョン等策定支援期間の延長、コワーキング・交流施設や文化・芸術施設整備の支援を拡充。

<拡充事項>

1. エリアプラットフォーム構築と取組試行を含めた未来ビジョン等の策定に向けた**支援期間の延長(最大3年間)**^{※1}

項目：エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定

対象区域：全国

補助率：定額

※1 試行・実証実験を行ながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限る

2. 新しい働き方・暮らし方の実現に資する**コワーキング・交流施設(地域交流創造施設)整備の追加**

項目：交流拠点等整備（地域交流創造施設整備）

対象区域：滞在快適性等向上区域、低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地
立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域、低未利用土地利用促進協定の目的となる土地の区域

補助率：1／3

3. 先導的な感染症対策等^{※2}を実施する**文化・芸術施設等の集客施設の追加**

項目：交流拠点等整備（国際競争力強化施設整備）

対象区域：特定都市再生緊急整備地域

補助率：0.23×1/3

※2 先導的かつ複数の感染症対策を実施するものであって、外国語による対応が可能かつグローバルなビジネス支援の取組にも活用可能なものの

エリアプラットフォーム活動支援事業について

実施フロー	実施主体	補助対象例
<p>エリアプラットフォームの構築</p> <p>未来ビジョン等の策定</p> <p>未来ビジョン等に基づく シティプロモーション・情報発信</p> <p>社会実験・データ活用</p> <p>交流拠点等整備</p> <p>の実施</p>	<p>地方公共団体</p> <p>↓</p> <p>エリアプラットフォーム</p> <p>↓</p>	<p>エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エリアプラットフォームの形成・運営に要する費用 ○ 未来ビジョン等の策定に要する費用（試行・実証実験、データ収集・分析、専門人材活用、勉強会等）  <p>ビジョンの策定</p> 
		<p>未来ビジョン等に基づく各種取組</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 33%;"> <p>シティプロモーション・情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の魅力をPRする国内外でのプレゼンテーションやイベント等を実施  ○ 地域の魅力をまとめたパンフレットやウェブサイト等の作成・発信  </div> <div style="width: 33%;"> <p>社会実験・データ活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい生活様式に沿った弾力的パブリック空間活用と効果検証を実施  ○ 公園内に日常的な憩いの場の形成と効果検証を実施  </div> <div style="width: 33%;"> <p>交流拠点等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存施設のリノベーションによるコワーキング施設・交流施設の整備  ○ 民間都市開発事業において整備される国際競争力強化施設（国際会議場等）  </div> </div>

エリアプラットフォームについて

「居心地よく歩きたくなるまちなか」をはじめとする内外の人材や様々な投資を惹きつける魅力・国際競争力が高い都市を構築するためには、**官民の多様な人材が集結するプラットフォームにおいて、エリアの未来ビジョンを議論し、将来像を共有することが重要**であることから、官民の多様な人材が参画する**「エリアプラットフォーム」**を補助対象事業者とする。

エリアプラットフォームの要件

※下記の要件を満たす都市再生緊急整備協議会及び市町村都市再生協議会も補助対象とする。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	・市町村	
	・ まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする 、又は 活動に関心を有する 特定非営利法活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者	・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構 等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体 等
参画や支援	・ 様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者 の参画や支援	・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に所属する者 ・専門人材（大学の有識者等） 等

	必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
	・国・関係都道府県・公安委員会・公共交通事業者等 ・都市開発事業を施行する民間事業者・独立行政法人・民間都市機構 ・金融機関・建築物の所有者、管理者若しくは占有者 ・公共施設の整備若しくは管理を行う者 等	・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行 公共施設の指定管理者 等

未来ビジョンについて

- 内外の多様な人材や様々な投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力を備えた都市を構築するためには、官民の多様な人材が集うエリアプラットフォームにおいて**エリアの将来像等を共有することが重要。**
- 未来ビジョンの新規策定を要件として、「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン策定」の**単年度あたり合計1,000万円を上限**
(試行・実証実験を行なながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものは最大3年間、その他は最大2年間) とし、**定額で補助**する。

未来ビジョンに記載する事項

記載事項

○ 地域の特性の現況分析

都市の魅力や国際競争力を備えた都市を構築するため、現状のエリアの魅力（強み）や課題を抽出・分析。

○ 地域の特性を踏まえた目指す姿

内外の多様の人材に対し、魅力的でわかりやすいビジュアルにより、エリアの将来像を示す。

○ 目指す姿に向けた施策と役割分担

まちなかの将来像を実現するための方針や施策、実施体制（役割分担）を記載。

○ 目指す姿にむけたロードマップ

まちなかの将来像を実現するため、各段階ごとの取組の内容等を記載。

記載のイメージ

○ ビジュアルで示すエリアの将来像



○ 将来像を実現する方針・施策や主体

将来像	方針	施策	実施主体
目 指 す 姿	①：〇〇	①－1：〇〇	都再法人
		①－2：〇〇	〇〇市
	②：〇〇	②－1：〇〇	〇〇会社

○ ロードマップ

■ 短期
(R○～R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(ビジョンに基づく施策の実施)

■ 中期
(R○～R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(エリア内の民間投資〇件等)

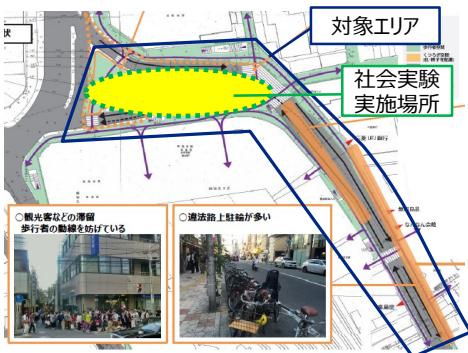
■ 長期
(R○～R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(エリア内の地価の改善 年度比〇%)

【事例】大阪府 大阪市～なんば駅周辺地区～

平成29年3月に「なんば駅前広場空間検討会」においてビジョン「なんば駅周辺道路空間の再編に係る基本計画」を策定。人のまちミナミの中心エリアでは、世界に誇れる広場・ストリートの実現に向け、駅前に広がる道路空間を、歩行者中心の上質で居心地の良い空間へと再編するための基本計画〔未来ビジョン〕の改定を目指す。

エリアプラットフォーム

対象エリア



なんば駅周辺における空間 再編推進事業プラットフォーム

【官】大阪市、大阪府
【民】なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会 大阪商工会議所、商店街関係者、南海電気鉄道(株) 等

<専門人材>



(有)ハートビートプラン
泉 英明氏

- ・日本都市計画学会 石川賞 (2015)
- ・日本都市計画学会関西支部「2016年度関西まちづくり賞」
- ・地域協議会による地域価値を高める北浜テラスの運営、設置

未来ビジョン「なんば駅前周辺道路空間の再編に係る基本計画」(H28年度)



なんば駅周辺道路空間社会実験実行委員会が、なんば駅前のタクシー乗り場と道路を占用し、3日間広場化する社会実験を展開

社会実験を踏まえ、「なんば駅前広場空間検討会」がなんば駅前広場の目指すべき姿及びその実現に向けたコンセプトやイメージを作成

令和3年度の取組

未来ビジョン改定（事業期間R2～R3）

2020年度の整備方針及び運営方針の検討につづき、2021年度では空間再編の実現イメージ、歩車共存の地域ルール、エリアマネジメント事業収支計画について検討を推進。

(2021年度 検討項目)

- ・公民連携実現に向けた広場デザイン検討
- ・エリア内の物流のスリム化に向けた地域ルールを関係事業者と協働検討
- ・エリアマネジメント法人の事業計画検討
- ・持続的な広場運営に向けたエリアマネジメント活動事業者参画の拡大手法の検討
- ・各種会議運営



ウォーカブルななんばのまちづくりを地域全体で実現する未来ビジョンの完成を目指します！

地域ルール（素案）

歩行者空間化と地域事業者の活動の両立を目指し、新たな荷捌き停車帯の設置及び運用ルールについて協働検討を進める。



現状と将来イメージ図



将来のなんば広場



将来的ストリート



【事例】広島県 広島市～紙屋町・八丁堀地区～

広島の顔である紙屋町・八丁堀地区を「ウォーカブルなひと中心の空間」へ転換し、多様なプレイヤーによるコミュニケーションとアクティビティを誘発する「ひとための都心空間」の形成に向けて、フォーラムや社会実験の実施を経て、民間企業、行政、大学、市民が共有する未来ビジョンを策定する。

これまでの官民連携によるまちづくり

対象エリア



2017年(平成29年) シンポジウムによるまちづくりの機運醸成

2018年(平成30年) 大学の認定プログラムとして勉強会を開催し、議論の具体化

2019年(令和元年) 實践勉強会を立ち上げエリアの将来像検討開始。将来像実現に向けた取組として、当地区のメインストリートにて実験を実施

2020年(令和2年) エリアプラットフォームを構築し、議論を本格化。検討中のビジョンの中間報告を行うためのフォーラムを計2回実施。有効空地を活用した社会実験を実施



エリアプラットフォーム

構成員と専門人材

<カミハチキテル-HEART OF HIROSHIMA->

【官】広島市、広島県、中国地方整備局(オブザーバー)

【民】広島市中央部商店街振興組合連合会、NTT都市開発(株)、

(株)広島銀行、広島電鉄(株)等

【中間支援組織】(一社)地域価値共創センター

<中間支援組織>



(一社)地域価値共創センター
今田 順
ディレクター
・コンサルタント会社の枠を超えて、エリアマネジメント推進の機運醸成を起点に、地元のキーパレイヤー、各セクターのつなぎ役として、全体マネジメント、プロセスデザイン、幅広い専門家材の統括を担う。

<専門人材>



山口大学 准教授
宋 俊煥
大学院 創成科学研究科

・海外事例や最新の研究成果をベースに専門的な意見を多く提供し、活動レベルの向上のため、事務局や外部アドバイザーと連携しながら、空間計画やマネジメント手法を提案する。

未来ビジョンの検討方向性(イメージ)

将来イメージ



令和3年度のスケジュール

未来ビジョン案の検討

- ・エリアプラットフォームの拡充
- ・社会実験等に基づくデータ収集及び分析 等

社会実験の検証結果等に基づく未来ビジョンの策定

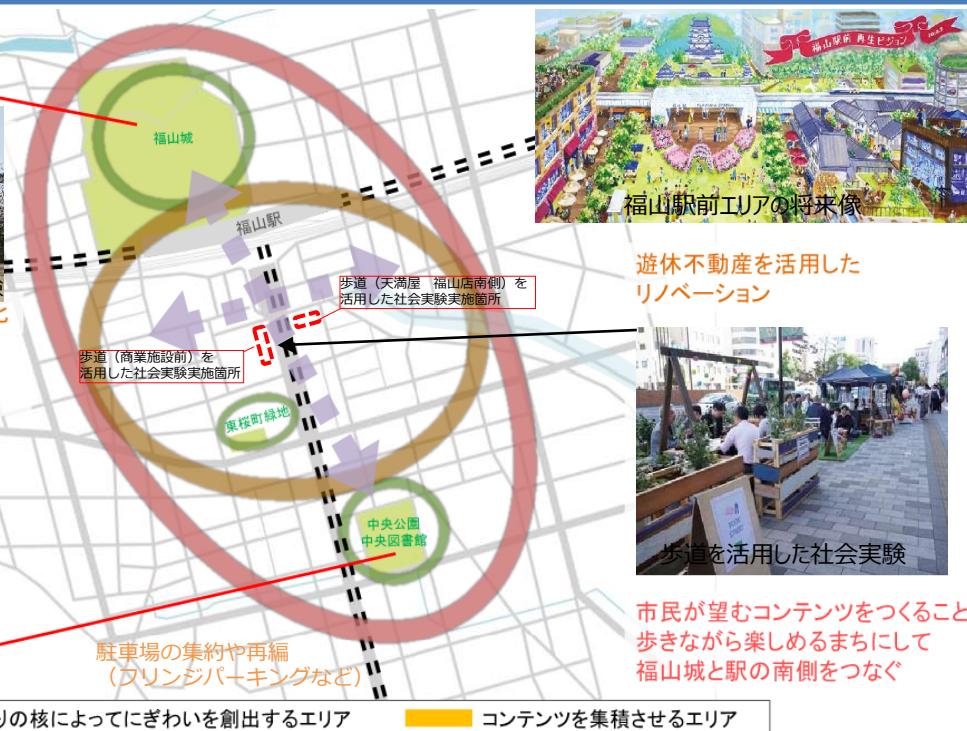
【事例】広島県 福山市～福山駅周辺地域～

○ 福山駅前デザイン会議や福山駅前アクション会議などの議論を踏まえた福山駅周辺デザイン計画を官民が連携して着実に進めていくことで、備後圏域の玄関口にふさわしい駅前の実現をめざす。

未来ビジョン「福山駅周辺デザイン計画」（令和2年3月策定）

「“働く・住む・にぎわい”が一体となった福山駅前」をめざし、官民連携による公共空間の活用を検討し、人を中心の豊かな生活を実現するため福山駅周辺デザイン計画を策定

対象エリア・官民連携プロジェクト



老朽化した建物の一体的な更新

福山駅前広場を挟んだ東西の道路による分断は道路空間の活用によりつなぐ

Park-PFIの導入
(民間によるカフェの運営など)
中央公園・中央図書館
まちづくりのもう一つの核

凡例

まちづくりの核によってにぎわいを創出するエリア

コンテンツを集積させるエリア

令和3年度の取組

新モビリティサービス実証実験

・駅を中心としたエリア内の回遊性を高め、おでかけ機会や賑わいの創出などを目的として行う新モビリティサービス実証実験

人材育成講座などの開催

・福山駅周辺デザイン計画の実現に向けて、まちづくりに取り組む人材や事業者を対象とした育成講座やアクション会議等の開催

エリアプラットフォーム

構成員と専門人材

＜福山駅前デザイン会議＞

○座長

清水義次

(株式会社アフタヌーンソサエティ代表取締役)

○福山駅前再生アドバイザー

岡崎正信 (オガールプラザ株式会社代表取締役)

西村 浩 (株式会社ワークヴィジョンズ代表取締役)

山田高広 (株式会社三河家守舎 代表取締役)

○市 (関係部署)

○大学 (公立大学法人福山市立大学)

○関係機関

県, 警察, 金融機関, UR都市機構, JR西日本, 商工会議所, 都市再生推進法人, 民間事業者など

＜座長＞



(株)アフタヌーンソサエティ
清水 義次 氏

- ・都市生活者の潜在意識の変化に根ざした建築・都市・地域再生プロデュースや家守事業プロデュース
- ・北九州市小倉魚町を再生する小倉家守プロジェクトにおいてリノベーションまちづくりのビジネスモデル構築
- ・岩手県紫波町のオガールプロジェクト等、数多くの地域再生プロジェクトに取り組んでいる

社会実験の検証結果等に基づく
未来ビジョンの改定

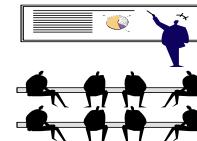
普及啓発事業

先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

- i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ii) i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

補助事業者：都市再生推進法人、民間事業者等

補 助 率：定額



＜オリエンテーション&座学＞
基礎的知識をチーム合同で習得



＜現地スタディ／ワークショップ＞
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得

＜取組事例①＞

補助事業者：株式会社リノベリング

事業概要：

リノベーションまちづくりが進む地域を開催地として、官民連携でエリアの価値向上につなげた取組プロセス等の修得及びプレゼン演習を公務員及び民間プレイヤーを対象に行うことで、各地での新たな官民連携まちづくりに結びつけるとともに、官民のネットワーク形成を図る。



＜取組事例②＞

補助事業者：認定特定非営利活動法人都市計画家協会

事業概要：

地域住民等が主体となったまちづくりの推進に向けて、「地域主体のまちづくり」の重要性やノウハウに関する出前講座やワークショップ等を地域住民や公務員を対象に開催することで、まちづくりの機運を高めるとともに担い手の育成を図る。



エリアプラットフォームの構築（官民の様々な人材が集積）

未来ビジョンの策定（エリアの将来像を明確にして共有）

「居心地が良く歩きたくなる」空間の整備
まちなかウォーカブル推進事業
ウォーカブル推進税制

周辺環境の整備
(環状街路、公共交通基盤)

滞在環境の向上

アイレベルの刷新

街路

広場

公園

街路・公園・広場等の既存ストックの修復・改変

ウォーカブルな空間整備

官民連携による持続的なまちづくり活動



公共空間等を活用した社会実験・データ活用

公共空間の利活用
まちなか公共空間等
活用支援事業



デッキを活用した
賑わい創出

まちづくりを担う人材の育成

都市行政研修（国土交通大学校）

新たな都市空間創造スクール（国土交通省）

官民連携まちづくりに関する知識・手法を習得

官民連携まちづくりの機運醸成

先進的なまちづくりノウハウ等の水平展開



※上記は、「官民連携まちなか再生推進事業」を中心、ウォーカブル関連事業との関連性を示したイメージです。

ウォーカブル関連事業の活用にあたり、必ずしも上記イメージのとおりとするものではございません。

1 エリアプラットフォームについて

エリアプラットフォームの役割とはどのようなものですか。	エリアの現状や課題等を踏まえて、エリアの将来像・それを実現するための取組をまとめた未来ビジョン等を策定し、策定後には、ビジョンに基づき、将来像実現に向けた取組を行います。
エリアプラットフォーム数は1市町村あたり1プラットフォームに限定されますか。	限定はしていません。市域の各拠点等において、それぞれのエリアプラットフォームが構築されることも想定しています。
エリアプラットフォームが構築されたと見なされる要件とは何ですか。	エリアプラットフォームの構成員や事務局等について、規約等を定めていることです。
オブザーバーとして参加する者も構成員とみなすことができますか。	エリアプラットフォームは未来ビジョンの策定・共有を行う場であることから、オブザーバーは構成員としてみなすことはできません。
市町村がオブザーバーとして参画する場合、エリアプラットフォームとして見なされますか。	上記回答のとおり、市町村が構成員ではなくオブザーバーの場合、エリアプラットフォームの要件を満たしていないことからエリアプラットフォームとして見なせません。
都市再生緊急整備協議会など、既に設置された協議会は補助対象者になることは可能ですか。	エリアプラットフォームの要件を満たしていれば、既存の協議会も、補助対象者としています。
エリアプラットフォームの要件の1つに、『様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者の参画や支援』とあるが「参画や支援」とはどのようなものですか。	様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者が、必ずしもエリアプラットフォームの構成員となることを要件化するものではなく、オブザーバーや有識者等としての関与も想定し、「参画や支援」としています。
既存のまちづくり会社等は、必須とする構成員と専門人材・中間支援組織を兼ねることができますか。	兼ねることができます。
オブザーバーとして参加する者も構成員とみなすことができるか。	エリアプラットフォームは未来ビジョンの策定・共有を行う場であることから、オブザーバーは構成員としてみなすことはできない。
法人格のない任意団体であるエリアプラットフォームや民間事業者等も、事業主体の対象となりますか。	法人格のない任意団体も対象となります。

2 未来ビジョンについて

未来ビジョン等の策定の対象範囲の要件はありますか。	エリアの面積や人口密度など数値的条件を定めておりませんが、市の拠点など、エリア再生に関する取組が重点的に実施される区域を対象エリアとして想定しています。
未来ビジョン等の数は、1市町村あたり1ビジョンに限定されますか。	市域に複数の拠点機能が点在する地域にあっては、拠点ごとに未来ビジョンを策定することも可能です。
未来ビジョンの策定の対象エリアは、他の未来ビジョンの対象エリアと重複してよいですか。	未来ビジョン等は、エリアの再生に向けてエリアの将来像や取組を策定するものであり、1つのエリアで複数の未来ビジョンに基づく将来像があると混乱することから、原則重複できません。
1つのエリアプラットフォームで複数の未来ビジョンを策定することは可能ですか。	エリアプラットフォームは未来ビジョン等の対象エリアの再生に向けて、官民が一体となって取り組む組織体であることから、複数の未来ビジョンを策定することはできないこととしています。なお、未来ビジョン策定後に未来ビジョンに基づく取組を行う中で、対象エリアの見直しを行うことは考えられます。
未来ビジョン等の「等」とはどのようなものですか。	地域の目指す将来像などを示した未来ビジョンに基づき、具体的な施策や役割分担、スケジュールを定めたアクションプラン、まちづくり計画などを想定しています。
未来ビジョン等に目標値の記載を要件としていますか。	要件化はしていません。
都市計画マスターplanを未来ビジョンとすることは可能ですか。	都市マスターplanを未来ビジョンとすることはできません。なお、都市計画マスターplanに掲げられた「まちづくりの理念」や「全体構想」「地域別構想」を踏まえ、未来ビジョンを策定することが望ましいと考えます。また、地域別構想が策定されていない地域においても未来ビジョン等を策定することは可能です。

3.その他

国際交流創造施設とはどのような施設ですか。	大企業や中小企業、フリーランス等の多様な人材の交流によるビジネス創出を目的とした施設をいいます。 (補助対象経費は、既存施設のリノベーションに係る経費に限ります)
国際競争力強化施設とはどのような施設ですか。	特定都市再生緊急整備地域における、国の認定を受けた大規模かつ優良な民間都市開発事業において整備される以下の施設をいいます。 1. 外国語対応医療施設 2. 外国語対応教育・子育て支援施設 3. 国際会議場施設 4. 研究開発促進施設 5. 文化・芸術施設
国際競争力強化促進事業要綱に基づく地域戦略はどのように取り扱われますか。	国際競争力の強化を目的としたビジョンとして未来ビジョンと見なすことができる。ただし、地域戦略の策定にあたって、エリアプラットフォームの要件を満たした場合に限定される。